

# 福祉部局の居住支援の取り組みについて

厚生労働省 九州厚生局

地域共生社会推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

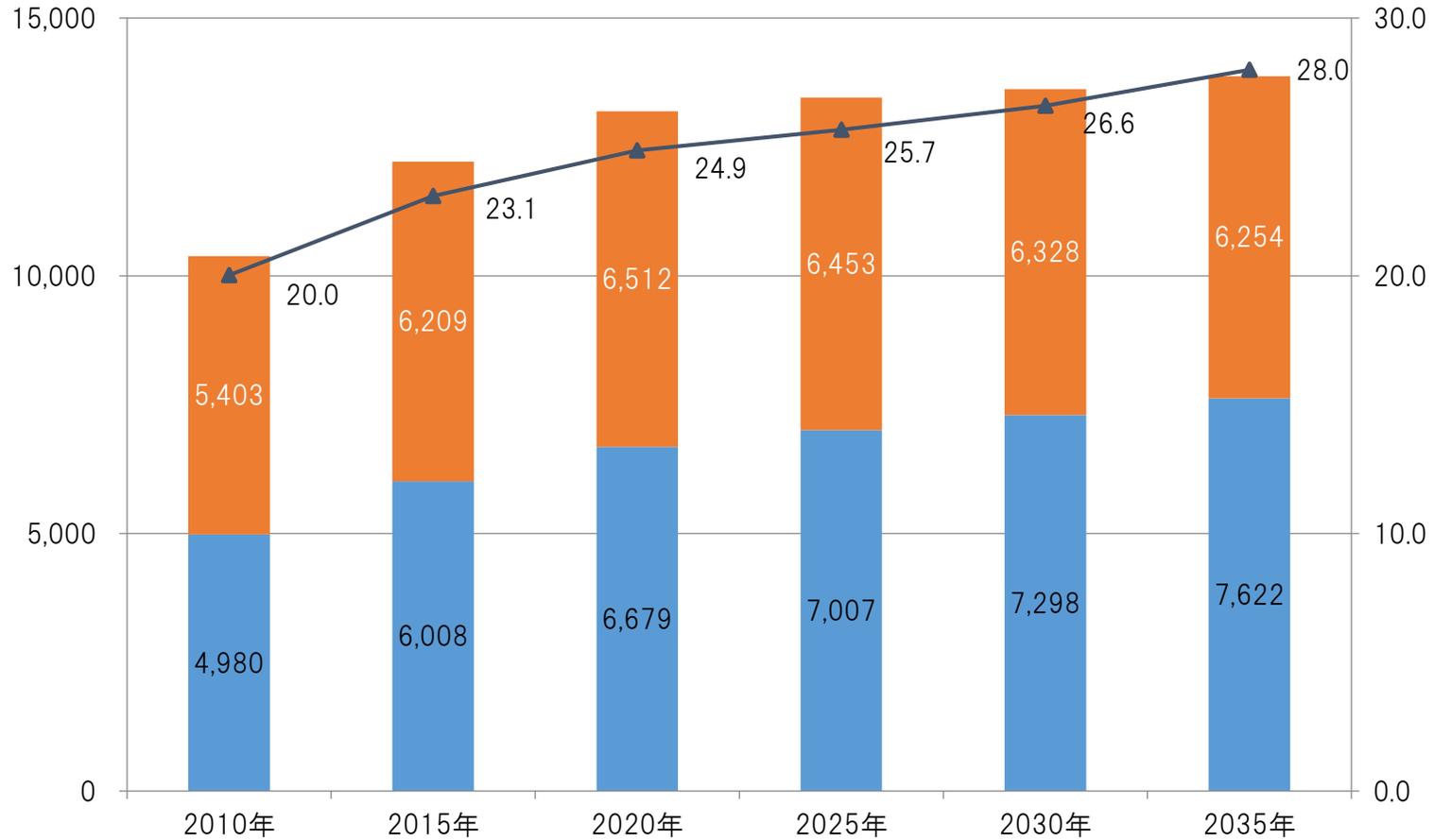
# 1. 高齢者の居住支援

# 世帯主が65歳以上の単独世帯及び夫婦のみ世帯数の推計

○ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく

(1,000世帯)

(%)

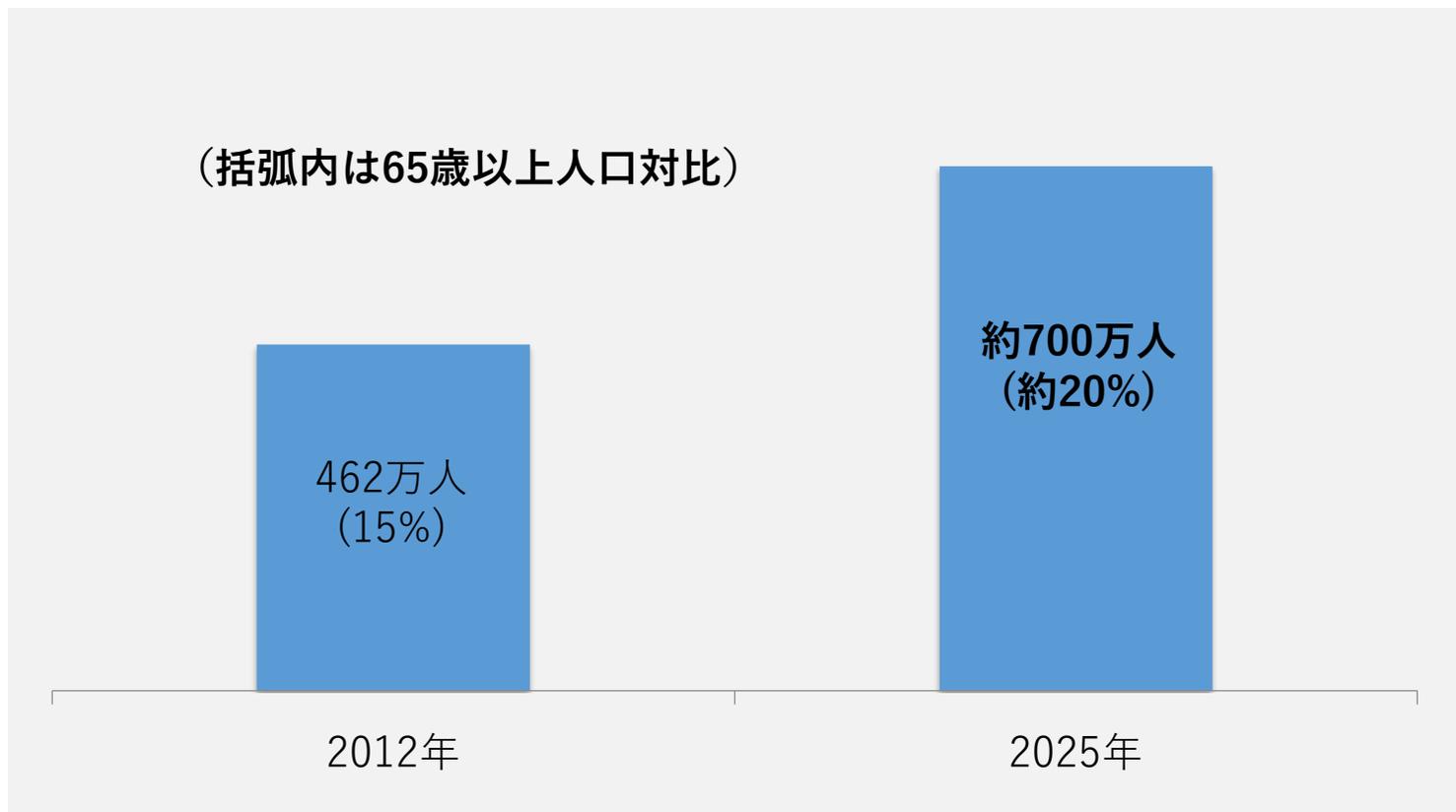


■ 世帯主が65歳以上の夫婦のみの世帯数

■ 世帯主が65歳以上の単独世帯数

▲ 世帯主が65歳以上の単独世帯と夫婦のみ世帯の世帯数全体に占める割合

- 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加していく。



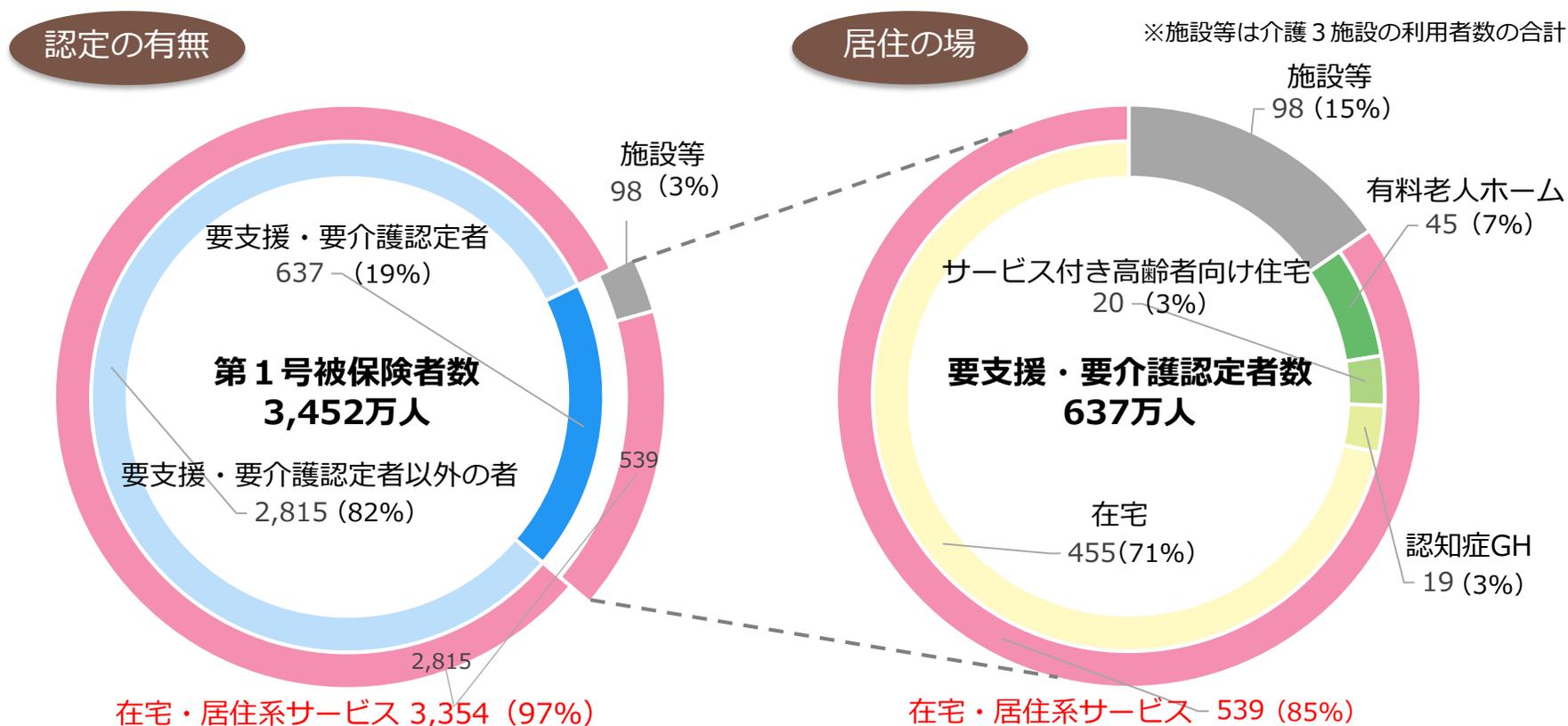
※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)による速報値

## ○ 高齢者の9割以上は在宅

→ 第1号被保険者 3,452万人のうち 3,354万人（97%）が在宅（居住系サービスを含む）

## ○ 要介護の高齢者も約8割が在宅

→ 要介護認定者 637万人のうち 539万人（85%）が在宅介護（居住系サービスを含む）



出典 第1号被保険者数、要支援・要介護認定者数、施設等利用者数、認知症GH利用者数は介護保険事業状況報告（平成29年6月末現在、暫定版）  
 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の利用者数は、厚労省調べの定員数（平成29年6月末現在）、サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムの登録戸数（平成29年6月末現在）、平成29年度老健事業「高齢者向け住まいにおける運営実態の多様化に関する実態調査研究」（平成30年3月 株式会社野村総合研究所）から推計

# 高齢者の居住状況

賃貸 ←

→ 所有

賃貸住宅 1,852万戸

持家 3,217万戸

65歳以上の  
高齢者単身・夫婦世帯の生活空間

公的賃貸住宅

公的主体が供給

民間事業者等  
を助成

公営住宅

196万戸

機構  
公社

92万戸

特優賃

9.4万戸

単身 48万戸  
夫婦 22万戸

単身 17万戸  
夫婦 9.5万戸

高優賃等※  
4.2万戸

民賃  
単身 122万戸  
夫婦 43万戸

持家（高齢者単身362万世帯 + 高齢者夫婦510万世帯）

872万世帯

262万世帯

住宅 ↑

施設 ↓

205万人

特養	老健	介護療養	有料	軽費	養護	GH	サ付き
54万床	37万床	5.3万床	51万人	9.4万人	6.4万人	19万人	23万人

※ 高優賃等： 高齢者向け優良賃貸住宅の管理開始戸数及び  
高齢者専用賃貸住宅の登録戸数

出典)

総務省「平成25年住宅・土地統計調査」  
特優賃（平成28年度）・高優賃等（平成28年度）（国土交通省調べ）  
特養・老健・介護療養・GH（H29介護サービス施設・事業所調査）  
・軽費・養護（H29社会福祉施設等調査）  
有料老人ホーム（H30.6時点、厚生労働省調べ）  
サ付き（H30.6時点、サービス付き住宅情報提供システム）

# 要配慮者に対する入居制限の状況・理由と必要な居住支援策

全国の不動産関係団体等会員事業者へアンケート調査（令和元年度実施、回答数1,988件）

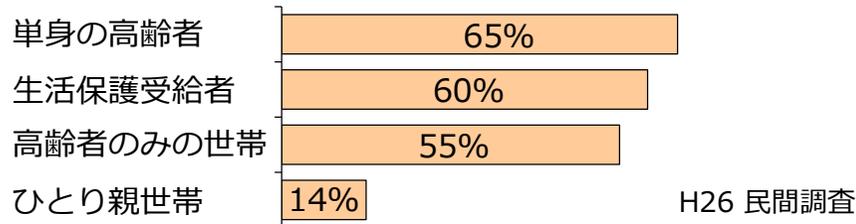
世帯属性	入居制限の状況		入居制限の理由 (複数回答)		必要な居住支援策（複数回答） ●50%以上 ◎40~49% ○30~39%						
	制限している	条件付きで制限している	第1位 (%)	第2位 (%)	入居を拒まない物件の情報発信	家賃債務保証の情報提供	契約手続きのサポート	見守りや生活支援	入居トラブルの相談対応	金銭・財産管理	死亡時の残存家財処理
高齢単身世帯	5%	39%	孤独死などの不安(82%)	保証人がいない、保証会社の審査に通らない(43%)		◎ (49%)		● (61%)			● (61%)
高齢者のみの世帯	3%	35%	孤独死などの不安(60%)	保証人がいない(46%)	○ (32%)	◎ (48%)		● (58%)			● (50%)
障がい者のいる世帯	4%	35%	近隣住民との協調性に不安(52%)	衛生面や火災等の不安(28%)	◎ (42%)	○ (32%)		● (60%)	◎ (48%)		
低額所得世帯	7%	42%	家賃の支払いに不安(69%)	保証会社の審査に通らない(54%)	○ (37%)	● (61%)		○ (31%)	○ (38%)	○ (37%)	
ひとり親世帯	1%	14%	家賃の支払いに不安(50%)	保証会社の審査に通らない(42%)	○ (37%)	● (52%)		◎ (42%)	○ (35%)		
子育て世帯	1%	9%	近隣住民との協調性に不安(40%)	家賃の支払いに不安(34%)	○ (38%)	◎ (43%)		○ (33%)	◎ (47%)		
外国人世帯	10%	48%	異なる習慣や言語への不安(68%)	近隣住民との協調性に不安(59%)	◎ (43%)	◎ (45%)	◎ (44%)		● (76%)		

# 新たな住宅セーフティネット制度の創設の背景(H29法改正時)

## 住宅確保要配慮者の状況

- ・ **高齢者の単身世帯が大幅増**  
(H27) 601万世帯 → (R7) 701万世帯
- ・ 若年層の収入はピーク時から1割減  
【30歳代給与】 (H9) 474万円 → (H27) 416万円
- ・ 子どもを増やせない若年夫婦  
【理想の子ども数を持たない理由】  
- 家が狭いから：16.0%
- ・ 特にひとり親世帯は低収入  
【H26年収】 ひとり親 296万円  
⇔ 夫婦子育て世帯 688万円
- ・ 家賃滞納等への不安から入居拒否

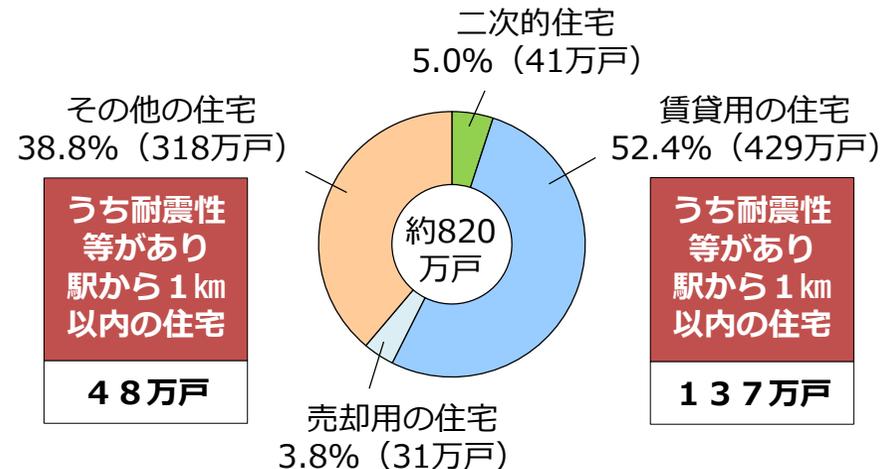
【大家の入居拒否感】



## 住宅ストックの状況

- ・ **総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めない**  
【管理戸数】  
(H17) 219万戸 → (H26) 216万戸
- ・ **民間の空き家・空き室は増加傾向**  
(H15) 659万戸 → (H25) 820万戸

【空き家・空き室の現状】



空き家・空き室を活用し、住宅セーフティネット機能を強化

# 新たな住宅セーフティネット制度の概要

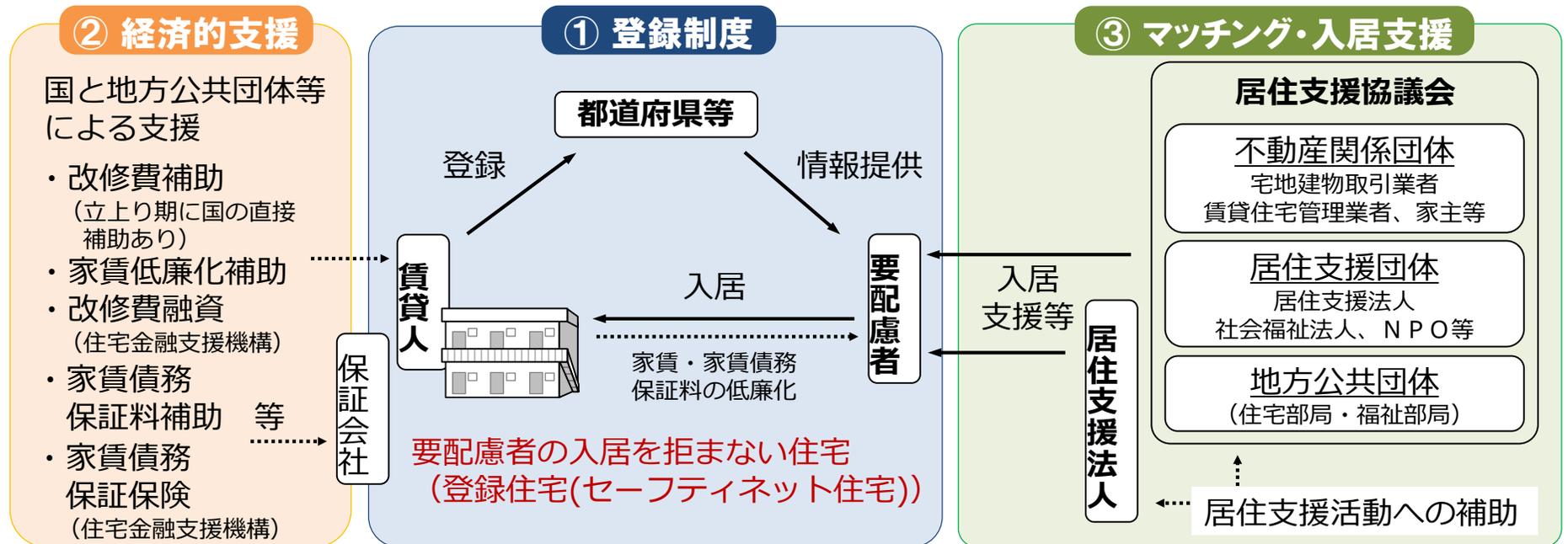
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

## ① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

## ② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

## ③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



## 1 「社会環境変化」の視点

- 目標① 新たな日常、DXの推進等
- 目標② 安全な住宅・住宅地の形成等

## 2 「居住者・コミュニティ」の視点

- 目標③ 子どもを産み育てやすい住まい
- 目標④ 高齢者等が安心して暮らせるコミュニティ等
- 目標⑤ セーフティネット機能の整備**

## 3 「住宅ストック・産業」の視点

- 目標⑥ 住宅環境システムの構築等
- 目標⑦ 空き家の管理・除却・利活用
- 目標⑧ 住生活産業の発展

## **目標5 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備**

### **（1）住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者、外国人等）の住まいの確保**

（基本的な施策）

- 住宅セーフティネットの中心的役割を担う公営住宅の計画的な建替え等や、バリアフリー化や長寿命化等のストック改善の推進
- 緊急的な状況にも対応できるセーフティネット登録住宅の活用を推進  
地方公共団体のニーズに応じた家賃低廉化の推進
- UR賃貸住宅については、現行制度となる以前からの継続居住者等の居住の安定に配慮し、地域の実情に応じて公営住宅等の住宅セーフティネットの中心的役割を補う機能も果たしてきており、多様な世帯のニーズに応じた賃貸住宅の提供を進めるとともに、ストック再生を推進し、多様な世帯が安心して住み続けられる環境を整備

### **（2）福祉政策と一体となった住宅確保要配慮者の入居・生活支援**

（基本的な施策）

- 住宅・福祉部局の一体的・ワンストップ対応による公営住宅・セーフティネット登録住宅や、生活困窮者自立支援、生活保護等に関する生活相談・支援体制の確保
- 地方公共団体と居住支援協議会等が連携して、孤独・孤立対策の観点も踏まえ、住宅確保要配慮者に対する入居時のマッチング・相談、入居中の見守り・緊急対応等の実施
- 賃借人の死亡時に残置物を処理できるよう契約条項を普及啓発  
多言語の入居手続に関する資料等を内容とするガイドライン等を周知

高齢者単身又は高齢者のみ世帯、障害者のいる世帯や低所得世帯等が安心して地域で暮らしていくため、大家の抱える不安に対応する既存の施策・令和2年度予算案等での施策を本日時点で整理したもの。今後、新規施策等に応じて改訂していく。

< 目的 > < 大家の不安 >

< 対応策 >

安心して地域で暮らせる住まいと支援の確保

事故や騒音等のトラブル

孤独死等

家賃滞納

## 見守りなどの居住支援の推進

### ○居住支援法人の指定の促進による居住支援の推進【国】

・補助金による財政的支援に加え、指定手続きや指定後の活動についてフォローする支援事業を立ち上げることで指定を促進する

### ○高齢者等の居住と生活の一体的な支援の横展開【厚】

・以下の様な好事例の横展開を図る(地域支援事業、社会福祉法人の社会貢献活動)  
 ※介護保険の保険者機能強化推進交付金により市町村の取組を後押し(予定)  
 (例1)社会福祉法人が不動産関係団体と連携し、高齢者等の入居支援と、入居後の見守りサービスを提供  
 (例2)空き家やアパートのサブリースの活用により、安定的な家賃収入を確保し、居住と生活支援を一体的提供

### ○生活困窮者や被保護者の居宅移行支援【厚】

・一時生活支援事業の拡充により、訪問により見守り等の生活支援を行う地域居住支援事業を実施  
 ・被保護者の無低等からの居宅移行や転居後の定着支援を一体的に実施する事業を創設

### ○障害者の地域生活支援【厚】

・障害者支援施設に入所等している障害者に住居の確保等の支援を行う「地域移行支援」、地域でのひとり暮らし等に移行した障害者に定期的訪問や随時の相談対応を行う「自立生活援助」、常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行う「地域定着支援」により障害者の地域生活支援を促進

### ○地域共生社会の推進(次期通常国会に法案を提出予定)【厚】

・市町村において地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設→参加支援の中で、居住支援として見守り等の支援を推進

## 単身入居者の死亡時の対応

### ○残置物の円滑な処理に関する制度等の周知等【国等】

・終身建物賃貸借制度(※)や残置物の円滑な処理に関する制度・サービスをわかりやすく紹介した「《大家さんのための》単身入居者の受入れガイド」(国土交通省作成・法務省協力(H31.3))について、さらなる周知・情報提供を行う

※賃貸借契約が賃借人の死亡と同時に終了。ただし、残置物の所有権には影響しない

・更なる対応について引き続き関係省庁で検討

## 家賃支払いの確保

### ○住宅扶助代理納付の活用【厚】

・家賃滞納者、公営住宅、セーフティネット住宅に入居する生活保護受給者の住宅扶助について、代理納付を「原則化」する

### ○登録家賃債務保証業者の活用【国】

・家賃債務保証業者の登録制度の一層の周知を図るとともに、住宅金融支援機構の家賃債務保証保険を普及することにより、登録家賃債務保証業者の活用を促進する

## セーフティネット住宅の登録促進

○登録手数料の無料化・減免の推進や登録手続きの簡素化に加え、制度の一層の周知を図り、セーフティネット住宅の登録を更に促進する【国】

○各省連絡協議会の拡充【厚国等】  
 ・厚労省・国土交通省の局長級による連絡協議会について、法務省の他、各関係団体を構成員に加える改組を行い、住まい支援について各分野のより一層の緊密な連携を図る  
 ○市町村居住支援協議会の設立促進【国】  
 ・居住支援協議会の設立に意欲のある市町村に対する有識者派遣・情報提供などによる伴走支援や、都道府県による意欲ある市町村の掘り起こし支援を実施する

## 福祉、住宅その他の行政の連携強化

# 住まい支援の連携強化のための連絡協議会

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉分野・住宅分野等のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省、法務省の関係局及び各関係団体による情報共有や協議を行うための標記連絡協議会を設置。

※平成28年度～平成30年度において、厚生労働省及び国土交通省の局長級を構成員とする「福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会」を計5回開催

## 構成員

### <厚生労働省>

社会・援護局長

障害保健福祉部長

老健局長

子ども家庭局長

### <国土交通省>

住宅局長

### <法務省>

矯正局長

保護局長

## 議題

### ○第1回連絡協議会(令和2年8月3日)

- ・各省より、施策の現状・課題等について報告
- ・関係団体より、現状・取組等について報告
- ・地方支分部局等のブロック単位での連携体制構築 等

### ○第2回連絡協議会(令和3年6月22日)

- ・各関係団体・各省各局からの報告・意見交換
- ・ワーキンググループの設置について 等

### <福祉関係>

- ・全国社会福祉協議会
- ・一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人ホームレス支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人日本相談支援専門協会(障害者関係)
- ・公益社団法人全国老人福祉施設協議会
- ・全国児童養護施設協議会
- ・全国母子寡婦福祉団体協議会(ひとり親関係)
- ・一般社団法人全国地域生活定着支援センター協議会(矯正施設退所者関係)

### <住宅・不動産関係>

- ・一般社団法人全国居住支援法人協議会
- ・公益財団法人日本賃貸住宅管理協会(日管協)
- ・公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会(ちんたい協)
- ・公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会(全宅連)
- ・公益社団法人全日本不動産協会(全日)

### <矯正・保護関係>

- ・更生保護法人全国更生保護法人連盟
- ・認定特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構

# 「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」の概要(平成26～28年度)

## 1. 事業概要

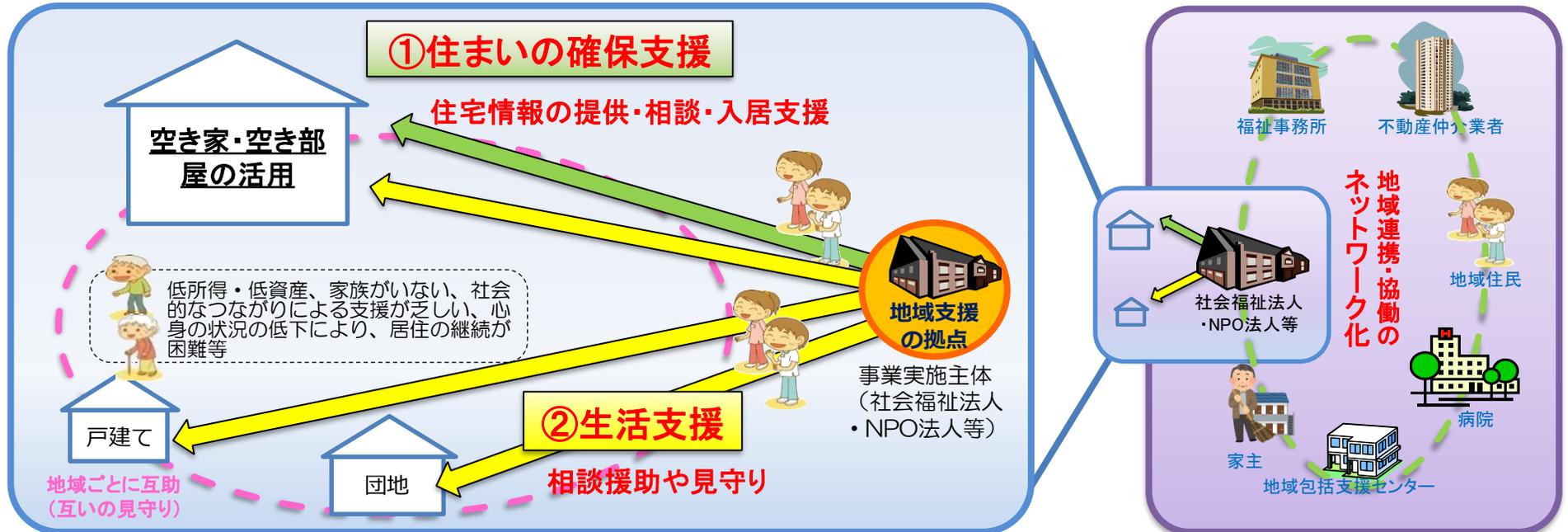
自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産高齢者等を対象に、社会福祉法人やNPO法人等が、**地域連携・協働のネットワークを構築し、**

①既存の**空き家等**を活用した**住まいの確保**を支援するとともに、②**日常的な相談等(生活支援)**や**見守り**により、高齢者等が住み慣れた地域において継続的に安心して暮らせるよう体制を整備する事業に対して助成を行う。

## 2. 実施主体 市区町村(社会福祉法人、NPO法人等への委託可能)

※平成26年度以降、15自治体が実施

(事業のイメージ)

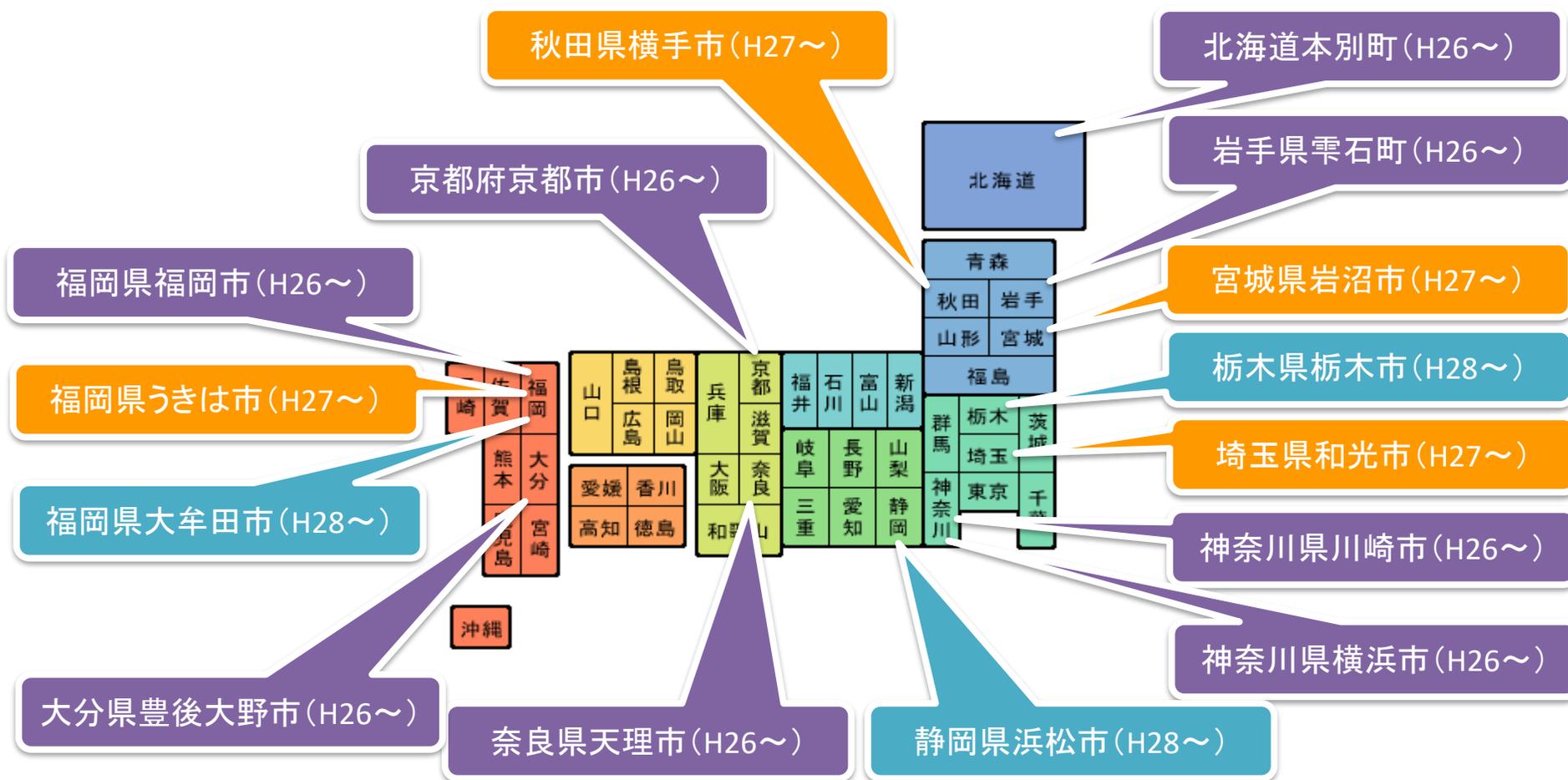


■ 本事業の取組結果については、下記の高齢者住宅財団ホームページに掲載

<http://www.koujuuzai.or.jp/wp/wp-content/uploads/2019/04/h30report.pdf>

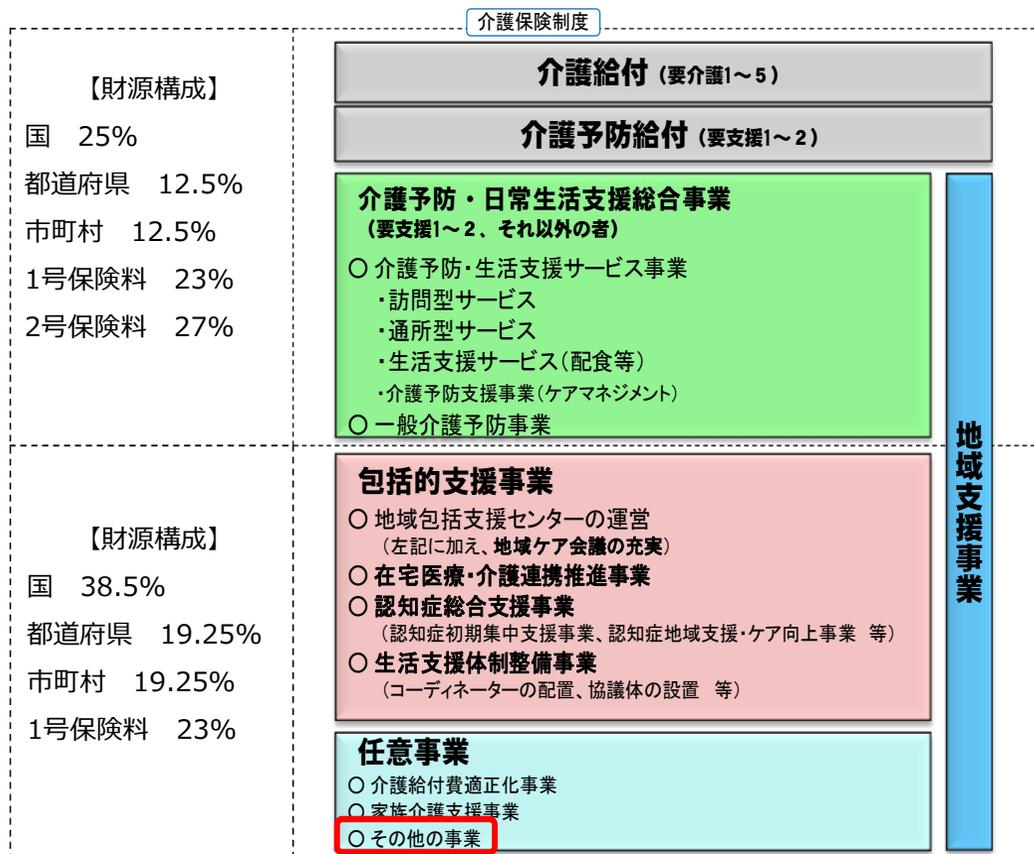
# モデル事業の実施状況について

○平成26年度以降、15自治体がモデル事業を実施。



# 地域支援事業等の活用による全国展開

- 平成26年度から「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を行ってきたが、平成29年度以降は、各地域で行われている先進的・効果的な取組について、**地域支援事業を始め、様々な方策を活用等しながら全国展開**を図っていく。
- 具体的には、**地域支援事業の一つにある「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」**について、**入居に係る支援等の内容をより明確にした上で、事業の拡充を行ったところ。**



## 平成29年度から「地域支援事業の実施について」(実施要綱)を改正

### カ 地域自立生活支援事業

次の①から④までに掲げる高齢者の地域における自立した生活を継続させるための事業を実施する。

#### ① 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業

**空き家等の民間賃貸住宅や、高齢者の生活特性に配慮した公的賃貸住宅(シルバーハウジング)、サービス付き高齢者向け住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等への高齢者の円滑な入居を進められるよう、これらの住宅に関する情報提供、入居に関する相談及び助言並びに不動産関係団体等との連携による入居支援等を実施するとともに、これらの住宅の入居者を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣し、関係機関・関係団体等による支援体制を構築する等、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業を行う。**

## 1. 目的

- 高齢者の住まいの確保と生活支援を進めるため、平成26年度から、「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を実施し、住まいの確保支援（住宅情報の提供・相談対応等）や生活支援（見守り等）に係る費用に対する助成を行い、平成29年度以降は、同様の取組に対して地域支援事業交付金により支援ができるようにしているところ。
- 一方、地域支援事業により、モデル事業と同様の取組を実施している自治体が非常に少なく、その理由として、取組の実施にあたり、自治体内（住宅部局と福祉部局等）の調整や社会福祉法人・不動産業者等との調整など、関係者が多岐にわたること等から、検討が進まないとの意見があるところ。
- このため、有識者や厚労省職員等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整を行うことで、事業の実施に結びつけていくことを目的として、本事業を実施する。

## 2. 事業内容

厚労省職員や有識者等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整等の支援の実施。

### ① 事業の実施に向けた意見交換、課題に対する検討及びアドバイス

具体の事業の実施に向けて、事前に実施すべき実態の把握や、それを踏まえた取組の方向性等についての意見交換、課題に対する検討等の実施にあたって、有識者や、厚生労働省職員、国土交通省職員等を派遣し、アドバイスや事業関係者の調整等を実施。

### ② 制度や取組の事例、パンフレット等の周知

課題を踏まえた取組の事例等について周知  
 （本事業においては、事業の検討過程にも着目し、課題把握や取組に至った事例について、経緯等を含めて整理し、事業の検討にあたって実用的なパンフレット等作成を想定）

### ③ 第1線で活動されている行政職員・有識者の紹介

①の実施にあたって、必要に応じて既に取組を実施している自治体の職員や制度創設に関わった有識者等を紹介。

見守り等にかかる費用を「地域支援事業交付金」により支援。

※以前は「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」として支援。

### <自治体における検討の流れ>

#### ○自治体における課題の顕在化

高齢者が大家から入居を断られて、居住確保が困難な状況等

#### ○地域の実情を踏まえた対応方策の検討

- ・実態把握
- ・関係者との調整
- ・事業の具体化の検討

#### ○事業の実施

- ・相談対応、不動産店への同行
- ・社会福祉法人による見守り等

支援

支援

## 3. 実施主体

国（公募により民間に委託）

## 2. 地域共生の居住支援

# 生活困窮者自立支援制度の概要

H29年度予算:400億円 H30年度予算:432億円  
H31年度予算:438億円 R2年度予算:487億円

R3年度予算:550億円 ※重層的支援体制整備事業分を含む

## 包括的な相談支援

### ◆自立相談支援事業

(全国906福祉事務所設置自治体で1,371機関(令和3年4月時点) 国費3/4)

#### <対個人>

- 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- 一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

#### <対地域>

- 地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

### ◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

- 希望する町村において、一次的な相談等を実施 国費3/4

### ◇アウトリーチ等の充実

ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化 国費10/10

### ◆都道府県による市町村支援事業

国費1/2

- 市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

### ◇都道府県による企業開拓

国費10/10

- 就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓・マッチング

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

本人の状況に応じた支援(※)

### 居住確保支援

再就職のため居住の確保が必要な者

### ◆住居確保給付金の支給

- 就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付 国費3/4

### 就労支援

就労に向けた準備が必要な者

### ◆就労準備支援事業

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練
- ※就労のみならず居場所づくりなど幅広い社会参加を支援する機能の明確化 (R2)(就労準備支援事業を1年を超えて利用できるケースの明確化(省令改正))(事項) 国費2/3

なお一般就労が困難な者

柔軟な働き方を必要とする者

### ◆認定就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)

- 直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

農業分野等との連携強化事業

就労体験や訓練の場の情報収集・マッチングのモデル事業(国事業)

就労に向けた準備が一定程度整っている者

### ◇生活保護受給者等就労自立促進事業

- 一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

### 緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

### ◆一時生活支援事業

- 住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対する一定期間の訪問による見守りや生活支援
- 地域居住支援事業における居住支援法人との連携強化(事項) 国費2/3

### 家計再建支援

家計から生活再建を考える者

### ◆家計改善支援事業

- 家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援(貸付のあっせん等を含む) 国費1/2,2/3

### 子ども支援

貧困の連鎖の防止

### ◆子どもの学習・生活支援事業

- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
- 生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等 国費1/2

### その他の支援

### ◇関係機関・他制度による支援

◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

◇就労準備支援事業等の実施体制の整備促進(国費10/10) 等

# 住居を失うおそれのある困窮者への住居確保給付金の支給

令和3年度当初予算額	負担金(298億円)の内数
令和3年度補正予算額	100億円
令和4年度当初予算額(案)	負担金(301億円)の内数

○ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

【実施主体】 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体、906自治体)

【補助率】 3/4

【支給対象者】 ①離職・廃業後2年以内の者

②給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者

※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大

【支給要件】 ・収入要件:世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。

① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12

② 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の収入要件(目安):単身世帯:13.8万円、2人世帯:19.4万円、3人世帯:24.1万円

・資産要件:世帯の預貯金の合計額が上記①の6月分を超えないこと(但し100万円を超えない額)

※東京都特別区の資産要件(目安):単身世帯:50.4万円、2人世帯:78万円、3人世帯:100万円

・求職活動等要件:公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

10か月目以降の延長を申請しようとする場合は、3月分を超えないこと(但し、50万円を超えない額)とする

【支給対象者】②による受給者については、再延長期間(~9か月目)までは求職の申込は求めない

【求職活動】当分の間、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口への求職申込みも可能

【支給額】 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の支給額(目安):単身世帯:53,700円、2人世帯:64,000円、3人世帯:69,800円

令和2年度に新規に申請し、受給を開始した者については、特例として、最長12か月まで再々延長が可能

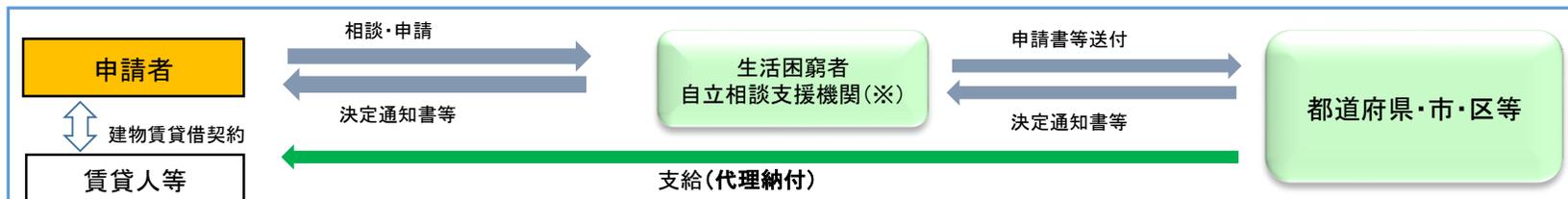
【支給期間】 原則3か月(求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

令和4年3月末までの申請について、特例として、解雇以外の休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間の再支給が可能

令和4年3月末までの申請について、特例として、職業訓練受講給付金(月10万円)との併給を可能とする。

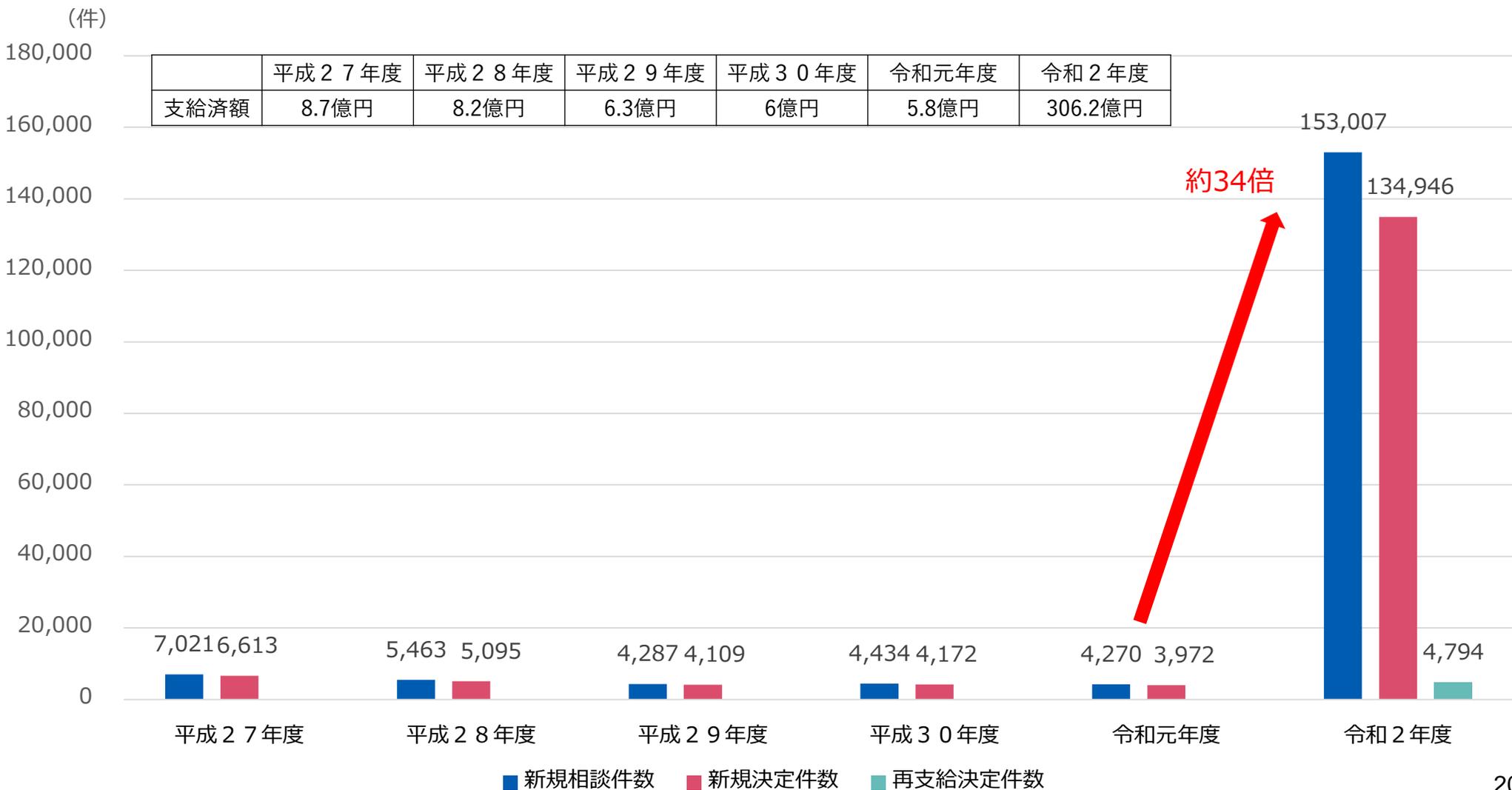
【事業スキーム】



※住宅、仕事、生活などの相談窓口。自治体が直営又は委託(社会福祉法人、NPO等)で運営。全国906福祉事務所設置自治体で1,317箇所の設置

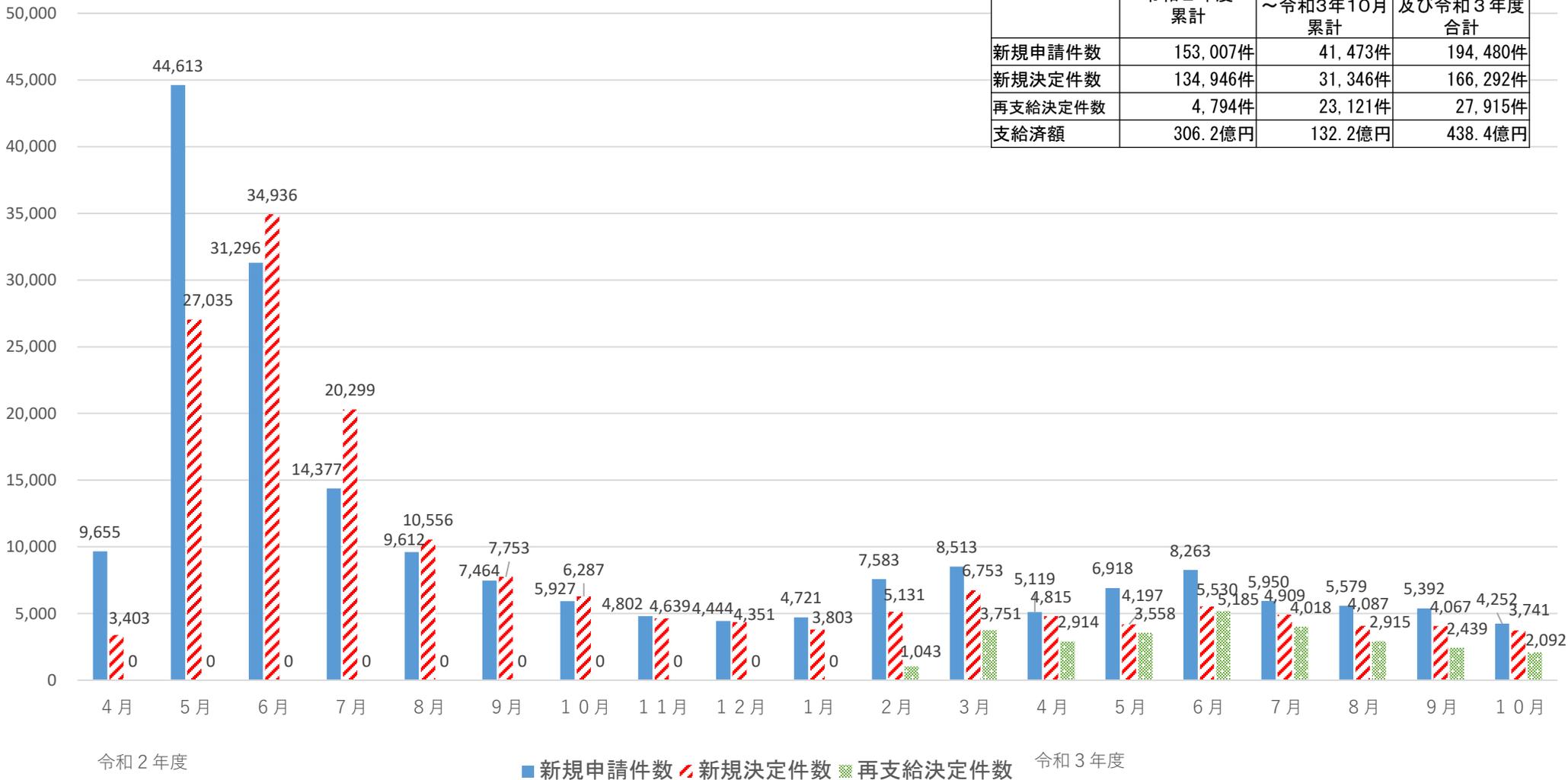
# 住居確保給付金の支給実績の年度別推移（平成27年度～令和2年度）

○ 支給決定件数について、平成27年度～令和元年度は、4,000～7,000件で推移していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により、約135,000件に急増し、多くの生活困窮者に活用された。



# R2～R3住居確保給付金の申請・決定件数の推移

(件)



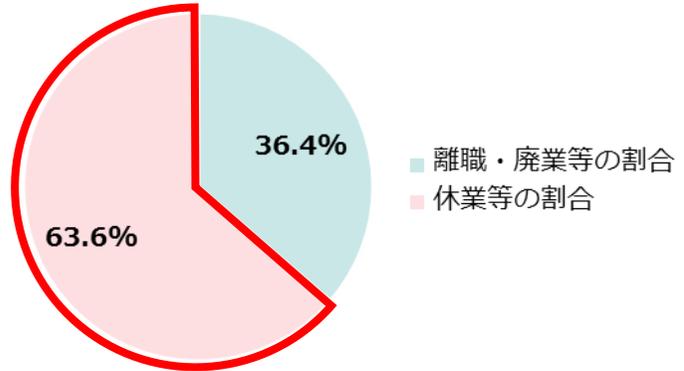
(参考) 令和元年度の決定件数：3,972件

※件数・金額については、速報値のため変動する可能性があります。

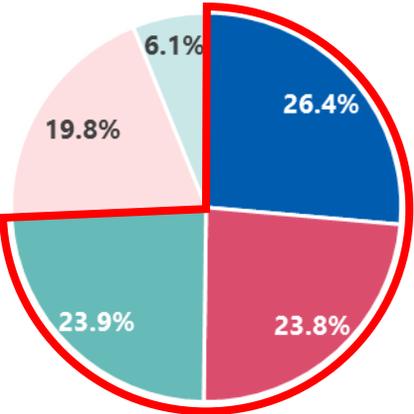
# 住居確保給付金の利用状況

- 住居確保給付金の利用者については、休業等の者が63.6%、離職・廃業等の者は36.4%となっている。また、住居喪失のおそれのある者（現に賃貸住宅等に居住している者）が約99.6%となっている。
- 令和2年度の利用者について、年齢別では30～39歳が最も多くなっており、令和元年度において対象外であった65歳以上も計7.4%利用している。世帯構成は、令和2年度において、令和元年度と比べて2人世帯、3人以上の世帯がやや増加した。

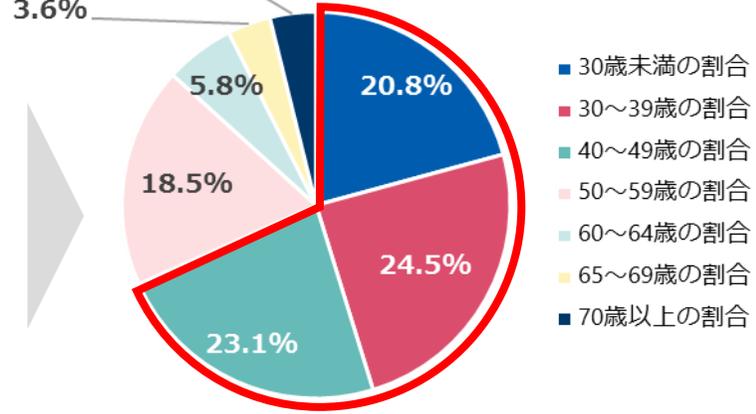
令和2年度 支給対象者の割合 (N=137,785)



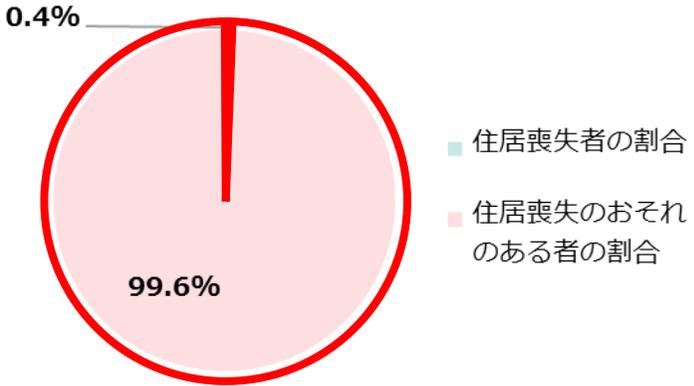
令和元年度 年齢構成 (N=3,973)



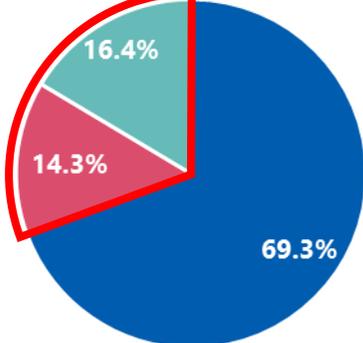
令和2年度 年齢構成 (N=138,012)



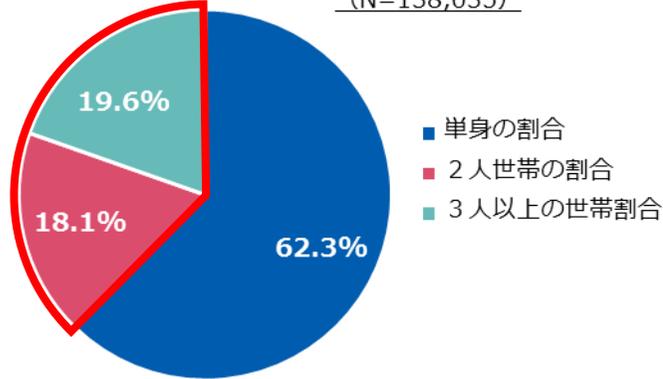
令和2年度 住居喪失者、住居喪失のおそれのある者の割合 (N=138,030)



令和元年度 世帯構成 (N=3,972)



令和2年度 世帯構成 (N=138,035)



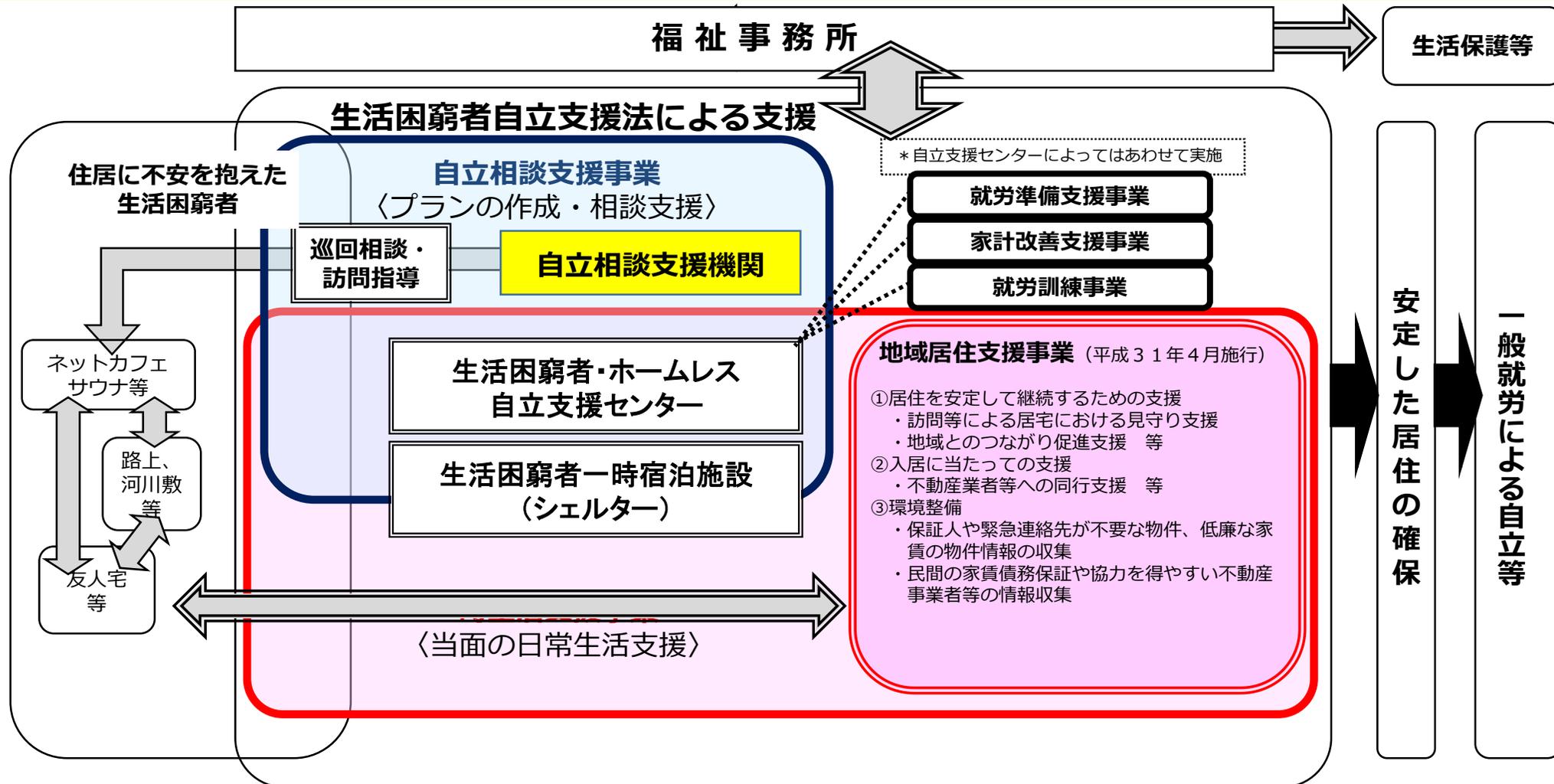
※集計結果は精査中（一部未提出の自治体もある）

# 一時生活支援事業について

【令和2年度実績(一時生活支援事業)】  
・304自治体(34%)

## 事業の概要

- 一時生活支援事業は、各自治体においてホームレス対策事業として実施してきた、生活困窮者・ホームレス自立支援センター及び生活困窮者一時宿泊施設(シェルター)の運用を踏まえ、これを制度化したものである。
- 福祉事務所設置自治体は、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、原則3ヶ月間(最大で6ヶ月間)に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。  
※ 自立相談支援機関の相談員が必要に応じて支援を実施(自立支援センターの相談員は自立相談支援機関から配置)。
- 改正法において、シェルター等を退所した者や、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者に対して、一定期間(1年間)、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより「居住支援」を強化し、「一時生活支援事業」に「地域居住支援事業」を追加し強化(平成31年4月施行)。

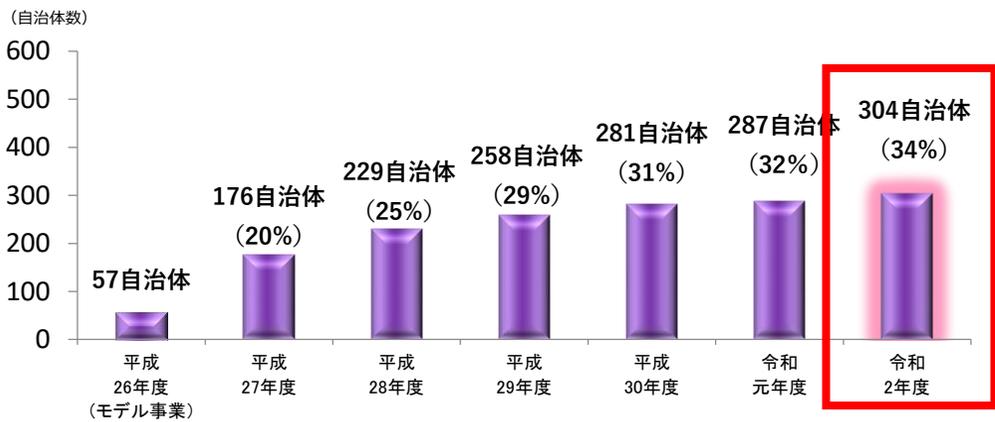


# 一時生活支援事業の実施状況

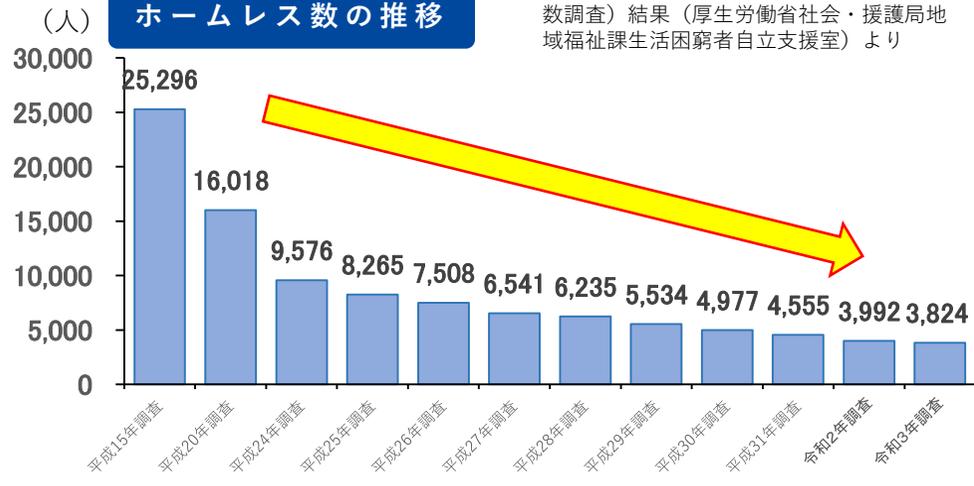
○ 一時生活支援事業の実施率は全国で約3割程度であり、人口規模が小さいほど実施していない傾向にある。また、ホームレス数は毎年徐々に減少しているものの、依然として約4千人のホームレスが確認されている。

## 実施状況

### 実施自治体の推移

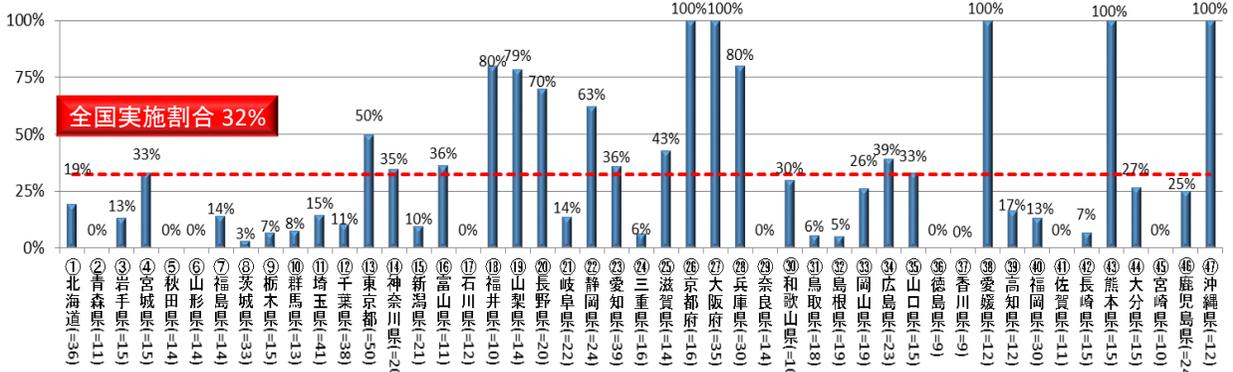


### ホームレス数の推移

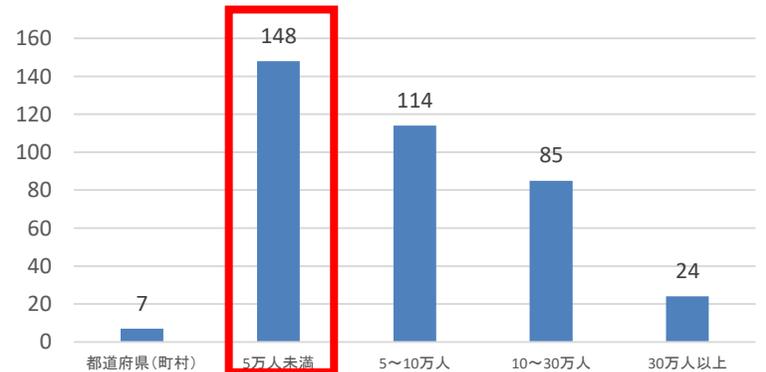


※ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果（厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室）より

### 都道府県別の実施状況



### 未実施自治体の人口規模別 (n=378)



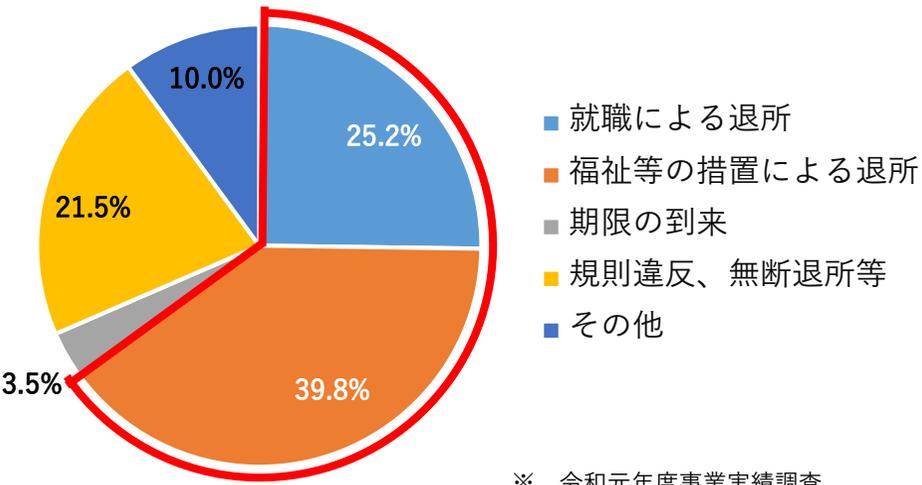
(出典) 厚生労働省調べ「生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の令和元年度事業実績調査」及び令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者等に対する居住支援の対象者像及び状態に応じた支援等に関する研究事業」

# 法定事業の利用状況と支援効果：一時生活支援事業

- 一時生活支援事業については、他の事業に比べ実施率が低調ではあるものの実施率は着実に増加しており、65%の退所者が退所後に就職や福祉等の措置の利用に結びついている。
- 平成30年改正で創設した地域居住支援事業については、実施自治体数が19にとどまっている。実施にあたっての課題としては、「対象となる利用者がいない」を挙げた自治体が半数以上にのぼった。

実施自治体	304自治体 (R2年度)
利用件数 (延べ数)	12,256件 (R2年度速報値)

退所者の状況



※ 令和元年度事業実績調査

## 地域居住支援事業 (※) の 実施自治体数：19自治体 (R3協議書提出自治体)

### 【事業の効果】

- ・ 社会的孤立状態の防止ができるようになった
- ・ 就労に向けて効果的な支援ができた
- ・ 地域の大家・不動産事業者の遊休資源の活用につながった

### 【実施にあたっての課題】

- ・ 対象となる利用者がいない (54.8%)
- ・ 居住支援関係機関 (宅地建物取引業者、家主、居住支援法人、居住支援協議会等) との連携が取れていない (25.2%)
- ・ 地域に保証人や緊急連絡先が不要な物件や低廉な家賃の物件がない (24.5%)
- ・ 地域住民を含めた見守りのネットワークが構築できていない (23.5%)

(※) シェルター等を利用していた者、居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している者に対して、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むに必要な支援を実施する事業 (H30年改正により一時生活支援事業を拡充して創設)。

※ 令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」(北海道総合研究調査会)より引用。

- 住居を失った又は失うおそれのある生活困窮者には、路上等で生活するホームレスのほか、終夜営業店舗や知人宅等で寝泊まりする不安定な居住環境にある者が含まれる
- そうした不安定居住者においては、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業や一時生活支援事業、住居確保給付金といった各自治体が発行している支援等につなげることが重要である。
- このため、住まいに困窮する方に対する支援情報サイトを開設するとともに電話やメールによる総合相談窓口を設置し、各支援策の情報提供、地域の自治体の相談窓口等への案内、不安定居住者の実態把握のためのデータベース作成等を行う。

対象経費

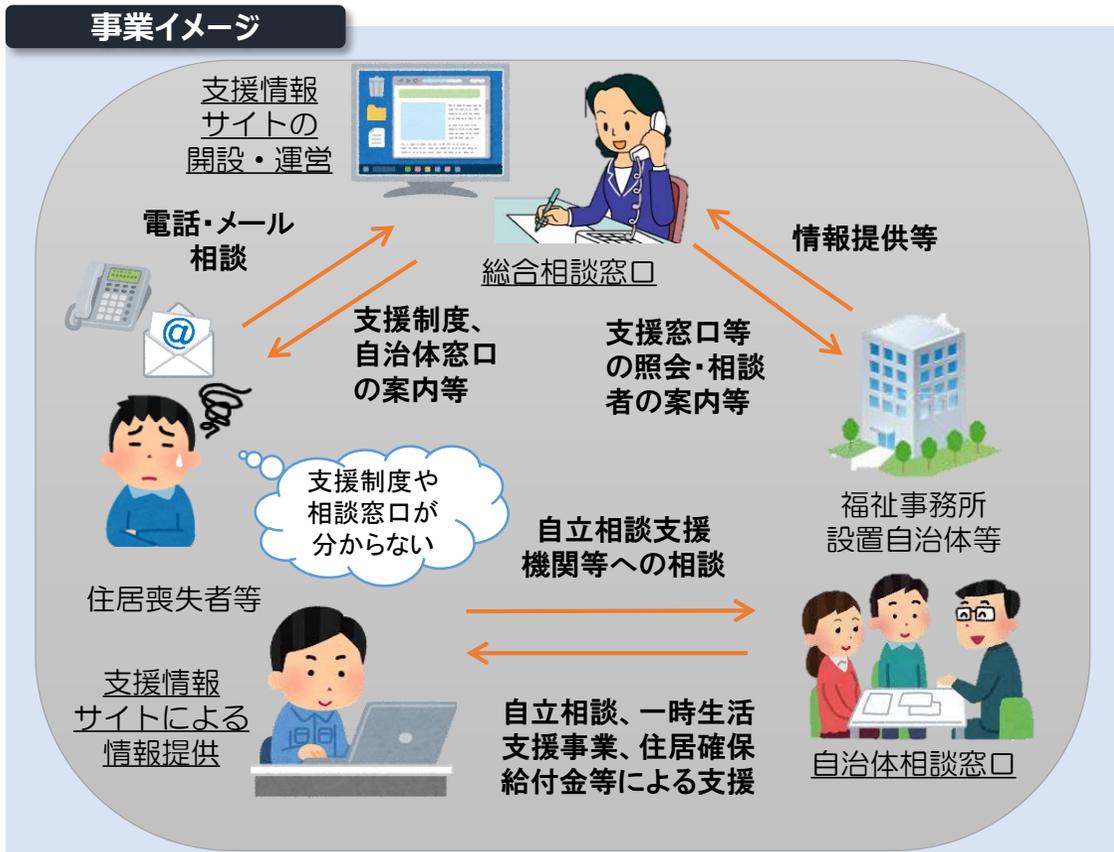
◇ 人件費、通信費、賃借料、消耗品費、情報サイトの開設費用、運用・保守等

委託費

## 事業内容

- 住居を失った又はそのおそれのある方が支援につながるため、生活困窮者自立支援制度における居住支援事業や地域の自治体の相談窓口などを分かりやすく紹介した情報サイトの開設・運営等による情報発信を行う。
- 電話相談窓口を設置し、住まいに困窮している方からの相談を電話やメール等で受け、各支援制度の紹介や助言等を行うほか、相談者が所在する自治体の相談窓口等につなぐ。
- 相談内容のデータベース化や情報サイトを活用したアンケートの実施等により、不安定居住者の実態把握を行う。

## 事業イメージ



# 住まいのことで困ったら スマホやパソコンから まずはSOS...



住まいの困りごと相談窓口

## すまごま。 7月28日スタート

今日  
行くところが  
ありません

家賃が  
払えません

保証人が  
いません

入居に  
関わる費用が  
ありません

家を  
追い出されそうに  
なっています

引っ越しが  
できません

近隣と  
トラブルに  
なっています



おうちのことで困ったら  
0120-050-593

<https://sumakoma.jp>



ひと、くらし、あいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# すまごま。



あなたのすまいの困りごとを  
相談できる Web サイトです

## まずはSOS...

あなたのいる場所に一番ちかい  
自立相談の窓口へつなげます。

コロナ禍が進んでいく中で経済の低迷が心配されています。「新しい家を借りたいのだけど保証人がいない。」「収入が減って家賃を払えない。」まずは、ご相談ください。まずは相談していただくことが大切なことです。すぐに問題は解決しないかもしれませんが、つながって、一緒に悩み、一緒に考えていきましょう。

**住まいをなくすということは  
3つの問題を抱えることとなります**

- 1つ目は命にかかわること。  
家をなくすことは、食べる場所、寝る場所をなくし、自分の体を危険にさらすことになり、命にかかわる深刻な状況を意味します。
- 2つ目はさまざまなサービスを受け、手続きを行うことができなくなります。  
必要なサービスを利用するときには決まった住所が必要です。家がない上に、さらに困った状況になっていくのです。
- 3つ目は社会とのつながりや関わりをなくし、孤立してしまうこと。  
孤立することは、あなたから生きる力を奪ってしまう、深刻で、大きな問題なのです。

## すまごま。 申込みの流れ

スマホや  
パソコンを  
使って悩み事を

すまごま  
サイトで  
検索



電話や  
メールで  
問い合わせ



自立相談窓口を  
ご紹介します



自立相談窓口で  
お悩みについて  
ご相談ください



あなたの居場所に一番近い自立相談の窓口へお繋ぎして

より良い結果を  
得られるようにするのが

私たち すまごま。の役目です。

# 3. 九州厚生局の取り組み

# マッチング支援事業(他省庁との連携)

- 自治体や福祉関係事業者等が抱えている課題などをヒアリング等により把握し、他省庁（国土交通省、農林水産省、総務省、経済産業省）の地方支分部局と連携し情報共有等を行うとともに、厚生労働省及び他省庁の関連施策等を活用した支援策の検討などのマッチング支援を行う。

## 1 居住支援（国土交通省九州地方整備局との連携）

九州地方整備局と共同で、自治体（市町村）の福祉分野と住宅分野の職員と共に各分野が持つ資源や情報力の有効活用を検討し、自治体における実効性のある具体的な連携政策を創ることへの支援を行う。

※ 平成30年10月から、九州地方整備局と共同で「地域包括ケア等×住宅建築ストック政策クラフトチーム」を開催しており、管内5市町が参加。（令和2年度より休止中）

## 2 移動支援（国土交通省九州運輸局との連携）

自治体（各県）を通じて、移動手段の確保に課題を抱えている事業者（高齢者や生活困窮者の通いの場、障害者の就労継続支援事業所などの実施主体）を把握し、九州運輸局と連携し、当該地域の交通事業者に協力の可能性等の検討の要請や両省の関連施策等を活用した支援策の検討を行う。

## 3 農福連携支援（農林水産省九州農政局との連携）

福祉関係事業者（農業への取組を検討している障害者就労継続支援事業所等、生活困窮者支援事業所や高齢者の生きがいづくり事業を実施している団体などの実施主体）から、九州農政局と共同でヒアリングを行い、実施可能性やその方法を検討し、地域のJA等に対して協力できる農家等の調査を依頼するとともに、両省の関連施策等を活用した支援策の検討を行う。

※ 農林水産省では、平成29年度から、農山漁村振興交付金に農福連携対策が創設されており、これまで管内9団体を支援。また、厚生労働省では、平成28年度から、「農福連携による就農促進プロジェクト」に係る都道府県に対する補助金が創設されており、これまで管内全県を支援。

## 4 ICT利活用支援（総務省九州総合通信局、経済産業省九州経済産業局との連携）

福祉関係事業者や医療関係事業者等から、ICTの導入検討や課題についてヒアリング等により把握し、九州総合通信局や九州経済産業局にその内容等を伝達し、各省の関連施策等を活用した支援策の検討を行う。

# 居住支援（政策クラフトルームの開催）

- 平成30年度より、九州地方整備局と連携して、市町村等での連携政策づくりを応援する「『地域包括ケア等×住宅建築ストック』政策クラフトルーム」を企画。
- 令和元年度より、沖縄県を所管する内閣府沖縄総合事務局とも連携し、同様の取組を企画。
- これまでに6回開催し、7自治体が参加、具体的なディスカッションを開始。

## <「地域包括ケア等 × 住宅建築ストック」政策クラフトルーム>

【参加自治体】 大牟田市・大川市・うきは市・基山町・長崎市・那覇市・嘉手納町

【参加者】 自治体の福祉部局・住宅部局の職員等（約40名）

【開催実績】 平成30年10月、平成31年1月、平成31年3月、令和元年7月、令和元年11月、令和2年1月の計5回

（現在は、新型コロナウイルス感染拡大のため中断）

## <クラフトルーム当日の様子>



長崎市と和やかに検討中



基山町と真剣に検討中

# 居住支援（自治体支援についての連携）

- 居住支援をテーマとした市町村セミナーを開催し、自治体の課題の共有・取組の共有・グループワーク等を実施。
- これまでに2回開催。居住支援は、住宅部局を所管する国土交通省が主体となって取り組んでいるが、厚生労働省においては福祉部局の生活支援の観点から今後も積極的な連携に努め、自治体支援を展開。

## ＜地域共生セミナー（居住支援）の開催実績＞

【参加者】 市町村の地域包括ケア担当・地域共生担当・住宅部局担当職員等、市町村社会福祉協議会職員のほか、県・県社会福祉協議会・関係団体等も参加

【開催実績】 令和2年12月、令和4年2月の計2回開催。  
令和2年12月は市町村34名・県2名・関係団体等8名の参加。

## ＜福岡市でのセミナー（居住支援）の様子＞（令和2年度開催）



講師による基調講演



グループワークの様子